



根室市社協 福祉活動のご案内



社会福祉協議会とは？

「社協(しゃきょう)」の略称でも知られている社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織であり、「社会福祉法」に基づき設置されています。

社協は、地域で暮らす皆さまとともに、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

根室市社協では、地域の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように地域福祉・在宅福祉事業をはじめ、ボランティア事業、介護保険事業、共同募金運動への協力などの各種の福祉活動に取り組んでいます。



社会福祉法人 根室市社会福祉協議会



『根室市社協福祉活動のご案内』は、赤い羽根共同募金の助成金並びに社協会費を活用して作成しております。



根室市社協が実施している各種事業を紹介します



地域福祉・在宅福祉事業

地域で暮らす方々が、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、各種の福祉サービス事業を実施しています。また、町会などと連携しながら地域における自主的な活動も支援しています。

ふれあい交流会事業

毎年、根室市総合文化会館を『ふれあいの場』として、福祉団体、ボランティアグループ並びに地域住民の方々が一堂に集まり、障がいの有無に関わらず誰もが共に生きる社会づくりを目指してふれあい交流会を実施しています。



町会福祉活動推進事業（地域福祉ボランティアネットワークづくり事業）

誰もが地域で安心して生活できるよう、モデル町会を指定し、モデル町会が実施する福祉活動（ふれあいサロンや見守り活動など）に2年間の助成金を交付して町会活動を応援しています。

小地域福祉活動推進助成事業

町会福祉活動推進助成事業でモデル町会の指定を受け、2ヵ年の指定期間を終了した町会が取り組む各種の福祉活動に対して、2年間の助成金を交付し、更なる“地域のつながり”づくりを支援しています。



在宅生活サポート事業

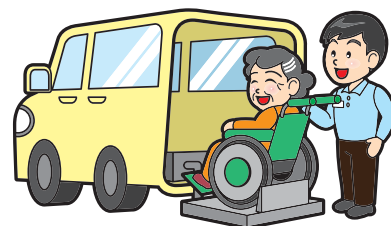
高齢や障がいなどにより、日常生活に不安や心配ごとを抱えている方に対して、定期的な訪問や電話がけによる見守り活動などを行っています。また、必要に応じて各種福祉制度の紹介や他の専門機関への紹介も行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援しています。

福祉用具貸出事業

高齢や障がいなどにより、歩行が困難な方へ外出や通院などで使用する『車いす』と『杖』を貸出しています。

外出支援サービス事業（受託事業）

概ね65歳以上で歩行が困難な高齢者や障がい者を対象に医療機関や福祉施設などへ移送サービス車で送迎いたします。



愛の声かけ訪問（ヤクルト配布安否確認）事業（受託事業）

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、ヤクルトレディが定期的に自宅へヤクルトを配布し、安否確認の声かけを行います。また、病弱、近所との関わりが少ないなどの理由で安否確認の必要性のある65歳以上の高齢者については、根室市社協の独自事業として本事業を実施しています。

食の自立支援サービス（配食サービス）事業（受託事業）

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者並びに高齢者夫婦で調理をすることが困難な方を対象にあたたかい昼食をお届けします。お届けの際には、配食スタッフが声かけなどをして安否の確認も行います。

仕事・暮らしサポート事業（受託事業）

生活に困りごとや不安を抱えている方、多重債務や公共料金の滞納などで経済的に困窮の方などに対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行っています。



日常生活自立支援事業（受託事業）

判断能力に不安のある高齢者及び障がい者を対象に福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理のお手伝い、重要な書類のお預かりなどを行い、在宅で安心して暮らせるよう支援しています。



生活支援体制整備事業（受託事業）

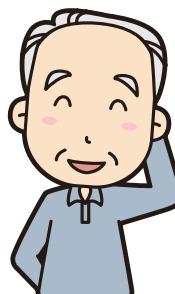
住民団体やボランティア、老人クラブ、社会福祉法人、民間企業など、地域の多様な主体が連携を図り、高齢者の生活支援を行っていくために、生活支援コーディネーター（地域ささえあい推進員）を配置し、住民主体による生活支援、介護予防の普及が図られるよう、身近な地域でのささえあいを推進し、ささえあいの地域づくりを進めます。

歳末義援金助成事業

歳末たすけあい運動で市民の皆さまから寄せられた募金を活用して、市内で経済的に困窮している世帯へ義援金や介護用品などの助成を行っています。

認知症高齢者見守り事業（受託事業）

認知症の症状があるひとり暮らし高齢者が安心して在宅で暮らせるよう、ご自宅を訪問して、服薬管理、火気管理、金銭管理などの見守り業務と安否の確認を行っています。



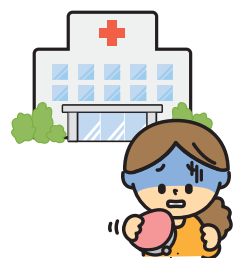
相談・援助事業

福祉相談

福祉サービスや日常的な困りごと全般について専門的な知識を持った職員が相談に対応し、必要に応じて他の関係機関の紹介もいたします。

生活福祉資金貸付事業（受託事業）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯並びに失業者世帯などへの各種資金の貸付を行い、世帯の自立を支援しています。



根室市社会福祉金庫資金貸付事業

根室市社会福祉金庫資金を貸付原資として、思いがけない予定外の出費を必要とする低所得者世帯へ資金の貸付を行い、世帯の自立更生を促す支援を実施しています。



広報発行事業

『ねむろ社協だより』の発行とホームページの運営

根室市社協で実施している各種福祉活動や皆さまの暮らしに役立つ福祉情報を発信しています。『ねむろ社協だより』は『広報ねむろ』に折り込んで配布しており、一部市内の商店やコンビニエンスストアでも置かれています。また、ホームページも立ち上げておりますので、根室市社協の事業活動についてお知りになりたい場合はご覧ください。



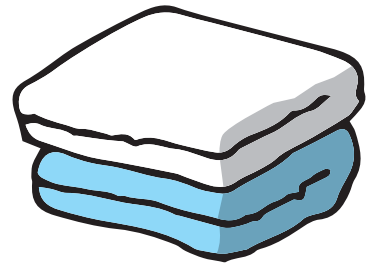


ボランティアセンター事業

根室市社協では、皆さまがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するため、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動のきっかけづくり、人材養成活動の支援、ボランティア情報の提供などを行っています。

ボランティアセンター預託払出事業

ボランティアセンターでは、個人、法人、町会、団体などから金銭並びに物品の預託を受け付けています。預託された金銭については、ボランティアセンターの運営経費や皆さまに貸し出される福祉用具の購入費用などに充てられ、物品（タオル、ウエスなど）は、必要とする施設などへお届けしています。また、リングプルやペットボトルキャップなどの収集ボランティア物品については、各収集機関へお届けしています。



ジュニアボランティア養成講座

市内の学校を対象に『手話の学習』、『車いす体験』、『アイマスク体験』、『高齢者疑似体験』を実施し、児童・生徒に思いやりの心と福祉への関心を高めていただき、助け合いや共に生きることの大切さを学んでいただいています。

ボランティア情報通信の発行

『ねむろ社協だより』の発行に併せて『ボランティア情報通信』を発行し、市内のボランティア団体の活動紹介や各種ボランティア事業などの情報を皆さまにお届けしています。



障害福祉サービス事業

居宅介護

障がいを持つ方のご自宅に訪問して、入浴、排せつ及び食事介助などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行い、自宅で自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるように支援しています。



重度訪問介護

常時介護を必要とする方のご自宅に訪問して、入浴、排せつ及び食事介助などの身体介護を行い、自宅で自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるように支援しています。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を伴う方の外出時に同行し、移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。

移動支援事業（受託事業）

移動困難な障がい者（児）が、日常生活を営むことができるように社会参加などに必要な外出時の支援を行います。



根室市訪問入浴サービス事業（受託事業）

ご家庭で入浴することが困難な重度障がい者（児）のご自宅に伺い、簡易浴槽を用いて安全に気持ちよく入浴できるよう支援しています。※利用対象者は、医師が認めた場合に限られます。



介護保険事業

居宅介護支援事業

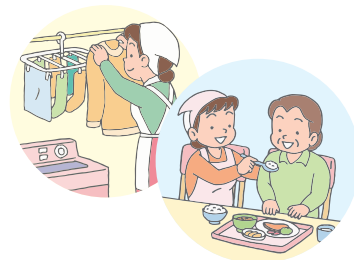
介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護・要支援認定を受けた利用者とその家族の希望や生活状況を伺いながら、住み慣れた自宅で生活を継続できるよう、介護保険サービスの利用相談や各種サービスの調整を行い、ケアプランを作成して在宅生活を支援しています。また、介護認定の申請代行も行います。



訪問介護（介護予防・日常生活支援総合）事業

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助、その他生活に関する相談や助言など、利用者の望む生活を営むことが出来るよう支援しています。

※訪問介護（介護予防・日常生活支援総合）事業を利用するためには、要介護・要支援認定の申請が必要となります。



訪問入浴介護（予防訪問入浴介護）事業

ご家庭で入浴をすることが困難な要介護（要支援）高齢者の自宅に伺い、室内に簡易浴槽を持ち込み、安全かつ負担が少なく気持ちのよい入浴サービスを提供しています。

※訪問入浴介護（予防訪問入浴介護）事業を利用するためには、要介護・要支援認定の申請が必要となります。



■各事業の詳細については、根室市社協までお気軽にご連絡ください。

根室市社会福祉協議会（根室市福祉会館内）

住所：根室市有機町2丁目6番地

●地域福祉・在宅福祉サービス、ボランティアなどに関すること 電話 24-0381 FAX 24-0551

●仕事・暮らしサポート事業に関すること 電話 24-9000 FAX 24-0551

●介護保険・障害福祉サービスに関すること 電話 24-0391 FAX 24-0391



社協会員会費にご協力をお願いいたします

根室市社協は、皆さまが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、皆さまや福祉関係機関などと共に地域福祉・在宅福祉を推進するためのさまざまな福祉事業を実施しています。

皆さまの生活に役立てられる福祉事業を実施するためには、根室市社協の福祉活動に賛同する個人、法人、団体などから寄せられる会費が貴重な財源となります。

更なる住みよい地域づくりを実現させるために社協会員会費の趣旨をご理解をいただき、皆さまのご協力をお願いいたします。

社協会員加入方法

年間を通じて、社協会員の加入申し込みを受け付けております。お気軽にご連絡ください。

個人会員（個人の皆さま）	年会費	1口	1,000円
特別会員（福祉施設団体、機関等）	年会費	1口	2,000円
法人会員（企業、事業所等）	年会費	1口	3,000円

◆連絡先 根室市有機町2丁目6番地 根室市社会福祉協議会（根室市福祉会館内）
電話 24-0381 FAX 24-0551



社協はいろいろな団体などと協力しあいながら活動を行っています

根室市共同募金委員会

毎年10月1日から12月31日まで実施される赤い羽根共同募金運動は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）からスタートしました。毎年、皆さまから寄せられる善意の募金は、根室市共同募金委員会を通じて北海道共同募金会に集約された後、募金額の約7割が市町村地域助成金として、根室市内で社会福祉事業を行っている根室市社協に助成され、約3割は北海道共同募金会が広域的な視野から各種社会福祉事業などへ助成しています。

また、赤い羽根共同募金運動の一環として、12月1日から12月31日まで歳末たすけあい運動も実施され、根室市内の福祉に役立てられています。

根室市在宅介護者を支える会

悩みや苦しみを生じている介護者同士が互いに励まし、気軽に話し合いができる「場」として平成3年6月に会を設立しました。会員同士親睦を深めながら意見や情報交換をして介護について正しい理解をするための啓発活動や研修会活動を行っています。

根室市心身障害者（児）団体連絡協議会

根室市内の障がい者団体が互いの理解と親睦を図り、社会への啓蒙や互いの障がいを乗り越え自立を促進し、一人ひとりの意見を尊重しながら、団体相互に住みやすい社会づくりを目指して活動しています。

ねむるアイ友交会

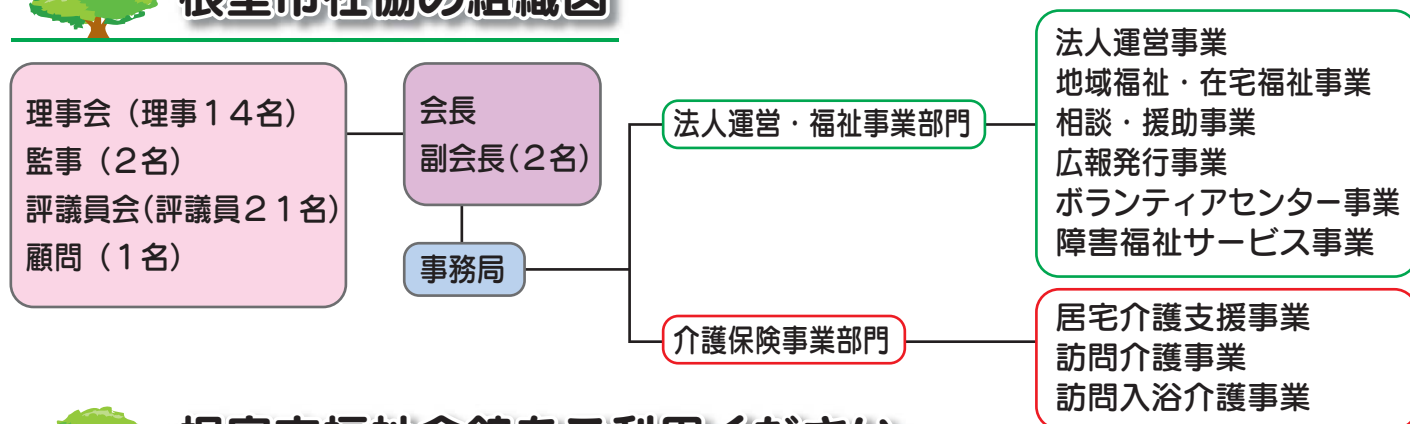
根室市内の視覚障がい者が集まり、社協、福祉団体並びに行政と連携して、視覚障がい者の福祉向上のためにいろいろな事業活動を行っています。

根室市戦没者遺族会

日露戦争から大東亜戦争までに内外の地で戦禍の犠牲となられた英霊の守護並びに遺族相互の親睦と遺族援護の増進を主たる目的として昭和25年に設立されました。戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継ぎ、風化させないよう活動を続けるとともに遺族処遇改善運動の推進に努めています。



根室市社協の組織図



根室市福祉会館をご利用ください

根室市福祉会館は、社会福祉活動を行う団体及び個人を対象に、月曜日から金曜日まで（祝祭日、年末年始を除く）の午前9時から午後9時までの間、無料で会議室などをお貸ししています。利用を希望される方は、社協事務局に福祉会館の利用申し込みをお願いいたします。

お問い合わせ先

根室市社会福祉協議会（根室市福祉会館内）

〒087-0008 根室市有機町2丁目6番地

◆地域福祉・在宅福祉サービス、ボランティアなどに関すること 電話 24-0381 FAX 24-0551

◆仕事・暮らしサポート事業に関すること 電話 24-9000 FAX 24-0551

◆介護保険・障害福祉サービスに関すること 電話 24-0391 FAX 24-0391